

## 特定事業所加算に係るQ & A

Q 1 2 (1)における、「実習協力事業所として登録」するには、どのような手続きが必要か。

A 1 登録するためには、実習協力事業所の要件を満たし、登録申請・登録通知を受ける必要があります。

なお、登録要件の一つとして実習指導者（「介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修」の修了者等）が配置されていることを想定しています。

その他要件及び登録方法につきましては、27年8月21日現在、検討中です。

決定次第、介護インフォメーション、県ホームページ等でお知らせする予定です。

（担当：県地域福祉課福祉人材係（026-235-7129））

Q 2 2 (2)における、「全行程」とは何を指すのか。

A 2 「全行程」とは、「アドバイザー事前研修」、「同行研修」及び「事後研修」をすべて修了していることを指します。

### 地域同行型研修の内容

事項	内容
アドバイザー事前研修	アドバイザーを対象とした事前研修
同行研修	サービス担当者会議 （アドバイザー担当ケース）
	受講者の課題とする場面同行 （アドバイザー担当ケース）
	サービス担当者会議 （受講者担当ケース）
	受講者の課題とする場面同行 （受講者担当ケース）
事後研修	アドバイザー及び受講者を対象とした事後研修